

姫路市立飾磨西中学校 いじめ防止基本方針

姫路市立飾磨西中学校

1 学校の方針

本校は、「確かな学力を基盤として、仲間と協力して、よりよい社会を築く力の育成」一頭・心・体を鍛え、生きる力を育む—を目指しており、特に、基本的な生活習慣の確立（学習と生活の基盤）、規範意識の醸成（道徳性）、大切にされる存在（自尊感情）、地域の一員意識の自覚（社会性）、人の役に立つ体験（自己有用感）などを重点目標に幼・小・中、家庭、地域が一体となって取り組んでいる。また、生徒の内面理解に基づく生徒指導の推進、教育相談の充実、コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実を図り、より良い生徒集団の育成や仲間づくりを目指した取り組みを推進している。

全ての生徒が安心して、有意義で充実した学校生活を送ることができるよう、教職員、生徒が共にいじめを抑止し、生徒自身が人権を守る土壌を培い、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するなど日常の指導体制を整備するため「いじめ防止基本方針」を定め、いじめを許さない学校作りを推進する。

2 基本的な考え方

本校の校区は、姫路市の南西部に位置し、津田小学校区・英賀保小学校区の2つの校区から成り立っている。秋の祭りが盛んな地域で、生徒と地域とのつながりが強く、全国学力・学習状況調査の結果にも「人と人とのつながりを大切にしようとしている生徒が多い」と表れている。そこで、いじめ予防の取り組みとして、あらゆる教育活動の場で「好ましい人間関係づくりを進める」ことを主眼に実践を展開する。

「いじめはどの学級・学校にも起こり得る」という認識を持つことはもとより、「いじめを見逃さない」、また、「いじめを生じさせない」といった人権意識、人権感覚を磨くこと、高めることを大人も生徒と共に考え、人権を守る土壌を育み、いじめを決して許さない学校づくりを推進し、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わずいじめの追放を目指し、日々取り組まなければならない。また、けんかやふざけあいであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめか否か判断する。

生徒達が学習活動をはじめとした様々な活動を通し、自ら考え判断し、主体的に行動する力を身につけ、いじめの問題をはじめ様々な課題を乗り越える力を獲得し、自立できるように支援するものである。

3 いじめ防止等の指導体制

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 「校内指導体制及び関係機関」

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 「チェックリスト」

(2) 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙 3 「年間指導計画」

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、法第23条第1項に基づき、いじめ対応チーム緊急対策会議を行い、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 4 「組織的対応」

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、例えば身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チーム等の校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織「姫路市いじめ問題調査委員会」に協力し、教育委員会の諮問に基づき調査を行い、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、これまでも開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、家庭・地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員やPTA常任委員会・保護者会等あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、家庭・地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。